

系統農協の農村管理体制への発展(5)

—1970年代の日本の農業問題(6)—

菅 沼 正 久

目 次

I 序説 農協の理論的解明の課題

II 農村の変貌と農協組織

III 農村経済の変化と農協運営

IV 流通機構としての系統農協

(1) 農村経済と流通問題

(以上、前号まで連載)

(2) 系統農協と農村流通

(以上、本号掲載)

(3) 農協連合会

V 農村管理体制への発展

以上

IV 流通機構としての系統農協

(2) 系統農協と農村流通

系統農協の社会的流通機能 農協を基礎とする3段階の系統農協は、二重の相互に矛盾した流通機能を遂行する流通機構である。すなわち、系統農協は一面において、農家の私的利益に立脚した、農家の農業生産資材や生活資材の購入、農産物販売という流通機能を遂行する。その限りにおいて系統農協は農家の私的な排他的利益を反映した経済組織である。

その反面、系統農協は農家を主たる相手、顧客として、農業生産資材、農家生活資材を供給し、農産物の買付けをおこなう商企業であり、3段階にわたって系列化された商企業系統である。その場合、連合会(全農、経済連)は商企業としては他の商人系企業と競争関係にあり、企業利益に立脚して事業を推進する。そしてその企業利益は他の一般の商企業と同様に、社会的流通諸機能を遂行することによって取得されるのである。

系統農協が他の一般の商企業と同様に遂行する

社会的流通機能とは、競争を通じて取引価格を形成し、その価格にもとづいて商品流通を促進することである。また流通に必要な商品の規格化、集荷、保管および輸送などの機能を遂行することである。この社会的流通機能の遂行は、農家の私的利益に由来する要求と必ずしもつねに一致するものではない。

例えば農産物の販売価格は必ずしも農家の必要とする費用価格の水準以上で形成されるものではなく、農家購入の工業品の購入価格は、必ずしも農家の支払可能な価格の水準以下で形成されるものではない。系統農協の農産物販売、農家購入品購買の事業は、一面では農家の私的利益の実現をはかり、反面では社会的な流通機能を遂行するという、相互に対立する二つの側面をもっている。この二側面のうち、農家の私的利益を実現するには、何よりもまず系統農協が社会的に要求される流通機能を遂行する必要があるから、後者、つまり社会的流通機能が主要な側面をなす。

系統農協の流通機能の二側面のうち、いずれが主要な側面をなすかは、社会経済制度によって規定される。まず、農産物流通は現在、政府の全面的管理(米穀、葉たばこ)、法律および行政指導にもとづく農協などの生産者団体による管理(生乳、重要野菜、蚕繭)、大小の農産物加工企業の原料農産物集荷流通(生乳、畜肉、鶏卵、みかん)および生鮮食品卸売市場の集荷流通に分れている。そのいずれも農家と比べてはるかに強大な行政機関や経済企業が支配力をもった流通である。したがってこの流通諸過程は、単なる二側面をもつ関係にとどまらず、農家の私的利益の追求が行政機関や経済企業の流通支配と対抗する過程である。系統農協はしばしば行政的な流通管理の機構に転化したり、経済企業の集荷流通の機構に転化する環境に位置するが、その場合、対抗は系統農協の事業方針=政策の選択上の対抗として表現す

るか、あるいは系統農協の段階間の、つまり連合会と農協の対抗として表現するか、あるいは系統農協と農家の対抗として表現することになる。

系統農協の流通機能の二側面の問題は、農家購入の工業品も同じ事情にある。これらの工業品は程度の差はあるが、それぞれの産業の分野で独占が成立している。例えば化学肥料生産の上位5社の占有率は高度化成52%、普通化成42%、硫酸64%、尿素81%、過石49%、熔燐83%である。農薬（製剤）は60%、配合飼料61%である。農業機械は上位4社の生産集中度は、トラクター76%、耕うん機とティラー45%、田植機93%、コンバイン97%、バインダー96%である（いずれも1981年度）。いずれの産業分野も独占もしくは大企業の生産集中度が高く、それぞれの分野の中小企業にたいする独占的もしくは大企業の支配の関係が成立している。

これと比べて、例えば農協生活購買事業量（米を除く）の39%（1980年度）をしめて、筆頭品目の地位にある食料品の生産事情はちがう。1978年工業統計によると、食品製造業は事業所5.3万（製造業全事業所の12%）、従業員109万人（製造業全従業員の11%）、出荷額19兆円（製造業の全出荷額の12%）を占めている。しかし、その平均規模は1事業所当り従業員20人、出荷額3.6億円という零細性の状態にある。しかし、食品製造業は大部分の都道府県において出荷額が上位を占める主要産業の地位にあって、広範な地域に地場産業として分布している。

農家購入の工業品とくに農業生産資材において、系統農協は大規模に集積された生産に対する分荷流通の役割、あるいは独占体の商品配給機構の役割をはたす地位にある。この客観的に定められた地位のもとで、反面、系統農協は農家の私的利益の追求を要請されるものである。云い換えると、系統農協の事業運営の過程は、主として大企業もしくは独占の商品配給機能をはたすか、農家の共同購入の機能をはたすかの対抗の過程である。

農家購入の生活資材の分野ではやや様相がちがう。系統農協はこの分野では相当の程度において、流通過程における集荷、品揃えの機能と分荷流通の機能をはたす。多くの場合、連合会が集荷、品

揃えの機能を、農協が分荷流通機能をはたす。連合会の集荷流通機能は、食品製造業の例にみるように、生活資材産業が各県に分散的に分布する零細性ゆえに、県経済連が主な集荷流通機能の担い手として現われ、集荷流通機能に関する限り、全農が機能する余地は少ない。このばあい、社会的流通機能と農家の私的利益の追求との対抗は、系統農協の事業運営にも表現されるが、多くの場合、農協と農家の間、つまり農家の農協利用の選択の場面で表現されるとみることができる。

系統農協の流通機能は農産物の販売と農家購入の工業品とでは事情が異なるが、一般的には農協、県経済連、全農の3段階、もしくは農協と県経済連の2段階の系統機構によって遂行される。農協、県経済連および全農は、それぞれ独立した商企業体であるが、これを2段階もしくは3段階の系統流通機構という統一性を付与するものは、まず第1に事業上のいわゆる系統利用関係である。この系統利用関係を基礎づけるのは組織上の会員、連合会の関係である。第2は集荷、保管、分荷などの相異なる流通諸機能を各段階にわたる継起的に遂行することであり、これによって事業上の系統関係が成り立つ。第3は各段階にわたる仕入れ、仲継ぎ、販売などの取引価格の形成である。この諸契機によって「系統農協の統一性」が形づくられる。

系統農協の農産物流通機能 農協の農産物流通における基礎的な機能は、まず販売農産物を集積して、商業上の取引単位を形成することである。一般的に個別農家の販売量は小規模であって、取引単位に満たないので、取引単位の形成は農協のはたす役割となる。また取引単位の質的要件は一定の品質、規格であるから、その保証も農協が関与するところであって、農協は営農指導や共同選別、包装によって、その条件を満たす。

また、農協の集積した農産物が実際に単一の取引単位を形式するには、そのすべてについて農協が販売条件（販売先、時期、数量、価格など）の決定権を、農家から委譲されなくてはならない。こうしてはじめて単一の商品量＝取引単位が形成される。ここで単一の商品量とは単一の価格で実現されることである。農協は普通、さまざまな価

格で販売された農産物について、事後的に販売先、時期、数量、価格、出荷経費にわたる共同計算をおこない、計算上の単一価格を形成する。

ところで流通単位量、例えば輸送上の積載単位、市場上場単位などと取引単位とは、一般的に一致しない。特定の農産物について、一定の出荷期間の継続的な出荷が必要となり、継続的な出荷を可能とする数量が取引単位であるとするならば、さらにその取引単位を実現するまで集積しなくてはならない。その集積が個別農協の限度を超えている場合は、集積は県そして全国の範囲、規模の連合会に及ぶ。

系統農協の農産物流通機能の骨子は、おおむね以上の如くであって、基本型とみることができる。この基本型は行政の介入や独占体の操作が少ない卸売市場向けの、青果物や畜産物の流通にみることができる。この場合、卸売市場のセリ取引においては、一定限度を超えた農産物の集積量や出荷占有率が、単純に販売上の優位をもたらすものではない。農産物出荷数量が県経済連の段階まで集積され、全農の段階にまで至らないのは、こうした卸売市場の取引方法に由来する。

全農の卸売市場における役割は、第一は産地出荷団体としての役割である。これは県経済連と同質の役割である。第2は直営の卸売会社、集配センターなどの、都市卸売商業企業としての役割であり、都市流通での第一次分荷の機能をはたす。第3は農協、県経済連に対する市場情報伝達の機能である。その代表がいわゆる「全農建値」であって、肉畜、鶏卵および食鳥について、主要市場における過去数日間の実績価格を参考にした価格観測である。これは市場価格の波動を避け、安定化をはかろうとするものである。

第4は県経済連などの出荷団体間の出荷調整をはかることである。主として野菜の出荷調整であるが、各品目ごとに出荷開始前に各産地の作柄、見込出荷量など産地情報の交換をもとめ、出荷の競合を回避するために、出荷の時期と数量、出荷市場を調整するものである。もちろん出荷調整は各市場の需要、入荷容量を前提とし、その枠内で供給量を調整しようとするものであるから、結果的には需給調整の機能をはたすことになり、消費需要に対して安定した供給と価格を保障するとい

う利益をもたらす。この意味では単純に農家の私的利益を追求するものでなく、社会的な機能をはたすものと云うべきであろう。

系統農協は農産物流通において、上述の如き社会的流通機能を遂行し、その限りにおいて農家の私的利益を実現するものである。この場合、農協と連合会は協同組合形態の商業企業の本質を有するものであるから、企業利益の要求という別の準則に従う。機能の面からみると、農協と県経済連は産地における農産物集荷の商業企業である。全農は同じ性格を有するが、主としては直営の卸売会社、流通センターとともに都市の卸売商業企業である。

全農の新事業分野進出を象徴する牛乳直販、鶏肉販売、鶏卵販売の直営協同会社は、青果物卸売会社、流通センターとともに、全農の都市卸売商業企業への傾斜をしめすものである。農村の農産物集荷から都市卸売への進出は、経済連の場合も同様であって、大型精米工場の開設を媒介とした、白米の都市卸売企業化は注目すべき傾向である。これは農村における農家の兼業化＝農産物の消費世帯化、農家と非農家の混住状態の拡大による、農協の米小売事業の発展に対応する一面もあるが、都市卸売企業化は系統農協の変身を意味するものと云うべきである。

系統農協の農家購入品流通機能 連合会の都市卸売商業への進出、都市卸売商業企業化の傾向は、事業量伸び率追求の所産である。ところで連合会の都市卸売商業企業としての性格は、農産物販売事業と比べて、農家購入の工業品の購買事業においてより鮮明である。その工業品の大部分は産業独占の大量生産によるもので、流通はもはや集積を要しない、一義的な分野流通である。例えば化学肥料、農薬、農業機械などの産業独占が生産し供給する工業品の場合、全農は全国範囲の卸売商業企業として、元卸段階の分荷流通を担当する位置にある。また、産業独占の元卸売会社が、全農の承認を受けた「指定業者」として、名目上は全農の卸売業務として、直接に県経済連に対して卸売りをおこなう。全農が元卸売商業企業、県経済連が地元卸売企業であるとすれば、農協は末端市場の小売商業企業である。

系統3段階を通ずる農家購入工業品は、全農、県経済連が卸売機能を、農協が小売機能を遂行する点では、商人系統の卸小売の流通機能と異なるものでなく、産業独占の大量生産工業品の分荷流通である。しかし、この社会的な分荷流通機能は、系統農協において特殊な形式で遂行される。それは農協を起点とした予約の全農に向けての集積という形式である。全農は集積された予約を基礎にして一元的に購入し、逆に農協に向けて分荷をする。例えば化学肥料の場合、1981年度から予約体制の強化、価格交渉力の強化、年間安定価格の実現を骨子とする「面積予約協同購入」を実施している。

化学肥料は昭和初期の「肥料配給助成」事業以来、農協購買事業の主力商品であり、1981肥料年度において、その市場占有率は全農72%、農協92%という高率であり、化学肥料流通において独占的地位を保っている。逆説と聞えるかも知れないが、全農が流通独占の地位を占めていることが、予約方式を必要とし、また可能としていると云うべきであろう。

提起された予約体制の強化は、農協の経済連に対する面積予約を基礎として、農協と連合会の間で年間契約を締結し、契約にもとづく予約品の責任引取を強化するものである。価格交渉力の強化は、「肥料価格安定等臨時措置法」にもとづいて、全農が独占的な価格交渉力を保障されていることが基礎である。全農が化学肥料資本の代表を相手に価格を交渉する基礎は引取責任を伴った占有率72%の数量であって、化学肥料資本の側はその数量に見合っただけで節約された販売費用を差引いた価格水準まで譲歩することが可能である。他方、全農はそうした価格水準を原価とした供給価格を以て、予約に報いることができる。

予約取引は一般の商取引慣行の契約売買にぞくするから、それ自体としては特殊ではないが、系統農協の購買事業においては、農家の施肥面積にもとづく購買需要を、全農が代表して購入するという形式を意味する点で特殊である。この形式にもかかわらず、やはり全農は一方では流通独占体として肥料産業独占に対し、他方では農協に対しては独占的な都市卸売商業企業の位置にある。

配合飼料は全農購買事業において22%を占め、

事業量6,327億円は化学肥料の2倍強である(1980年度)。全農は配合飼料生産の業界筆頭企業、生産占有率40%を占める産業独占でもある。年産884万トンで、2位の日本農産147万トンの6倍の生産量である。配合飼料産業はその原料の90%弱を輸入に依存するが、全農も例外ではない。全農は何よりもまず飼料原料穀物の大手の輸入商社であり、アメリカに同国籍の会社を設置する多国籍企業でもある。

全農は全国に11カ所の輸入基地を設け、全農出資のサイロ業務の協同会社を配し、うち8カ所と同じく全農出資の配合飼料製造の協同会社を配している。また全農は各県経済連と共同出資の配合飼料製造の協同会社を内陸部にも設立している。その工場数は上記のサイロに併設した臨海工場を含めて56工場に達する。その生産能力は年間848万トンで、全国生産能力1,759万トンの48%を占めている。全農は輸入商社として輸入した飼料原料を配合飼料工場に供給して製造に当らせ、製品である配合飼料を一手に買い上げ、各県経済連を経由して農協に供給する。

つまり、全農は直接に、また協同会社を通じて間接的に、海外における原料買付けと保管、輸入、海上輸送の事業を営む。国内では輸入港における集積保管、各県工場への搬入、協同会社工場での加工製造、製品の元卸売、配送の事業を営む。経済連と農協は全農配合飼料供給網の地方、農村末端市場における分荷流通の単位である。

化学肥料と配合飼料が全農を起点とする、ほぼ一元的な商品配給網をなしているのに対し、農家生産資材は全く様相を異にしている。生活資材の供給量は農家の兼業化と生活様式の変化につれて増加し、農協1兆4,979億円、経済連1兆0491億円、全農2,147億円に達し(1980年度)、農協と経済連では年商合計1兆円規模となった。しかし、農家の生活資材推定購入額8兆1,768億に対し、農協15%、経済連7.5%、全農2.7%と、その取扱高の比重は低い。農家の農協利用率15%、農協の経済連利用率65%、経済連の全農利用率45%である。

これを言い換えると、農協と経済連は生活資材事業、とくに米を除く品目において、必ずしも系統利用に依存せず、農村市場と地方市場においてそれぞれ複雑な仕入れをおこなっている。した

がって、全農は経済連に対し、経済連は農協に対し、それぞれの市場段階において、商人系統、地方メーカーときびしい競争関係にある。これは生活資材の分野では、生産が地方的に分散した中小企業、零細企業によっておこなわれていることを反映している。

生産資材の分野では、農協、経済連は全農供給品の分荷流通の単位であるが、生活資材においてはそれぞれ独自の仕入れ、つまり独自の集積機能もしくは品揃え機能をはたしているとみることができる。

特殊な流通機構としての系統農協 まず、農産物流通における系統関係。主品目の米穀は1982年4月施行の改正食管法のもとでは、政府米、自主流通米ともに政府管理米として流通する。農協は一次指定集荷業者、県経済連は二次指定集荷業者であり、全農は事実上の政府指定の全国集荷団体（政府米）もしくは指定法人（自主米）として、政府に代って米穀の集荷流通を担当する。また、政府米の販売分荷の面では、県経済連（42県連）が卸売業者の資格、農協（2,821組合）が小売業者資格を承認されて、政府管理下で米穀の卸売、小売の流通機能をはたしている。

なお、自主米を県経済連がその県内需要者に売渡すばあいは、指定法人である全農の米穀駐在員の資格で集荷販売をおこなう。したがって、系統農協の米穀取扱業務は、集荷、検査、規格化、保管、搬送、精白、卸売、小売のすべての業務について、政府業務の代行である。取引価格は、集荷＝生産者価格、卸小売＝消費者価格は政府決定の価格を順守し、各段階の差益利潤も政府決定の取扱手数料として取得する。集荷から政府への売渡しに至る産地流通、卸売から小売に至る消費地流通、そこでの社会的流通諸機能は商的流通から分離した物的流通の機能として遂行されるが、すべて政府の代行である。

米穀流通において系統農協は圧倒的な占有率をしめしている。1980年度に全農は集荷面において、政府買付米の95%、自主流通米の94%を占有した。精米の卸売において全農系は18%を占有した。したがって米穀の集荷流通においては、系統農協は政府管理のほぼ全面的な代行機関の地位にある。

政府管理の米穀流通においては、価格形成、差益利潤などの商的流通の諸要素は、政府が決定するため、流通機構としての系統農協は単純な物的流通機能を遂行するのにとどまる。したがって、系統農協は政府管理のもとにおかれた政府の代行機関とすることができる。農家の私的利益の追求は、すでに米穀流通の全過程にわたるものでなく、生産者米価決定の局面に限定される。周知のように米価決定は政府の権限にぞくし、系統農協は指導機関である全国農協中央会の政府にたいする要請という形式で、農家の私的利益を表現するにすぎない。

生乳流通。生乳は「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」（不足払法）にもとづいて、特殊な流通事情にある。生乳流通を規定する条件は1980年度において、第1に酪農家115千戸、搾乳牛頭数1,075千頭、生乳6,499千トンという生乳の零細生産である。第2は生乳需要における乳業3社の集乳率46%という独占の状態である。第3は生乳換算1,026千トンの乳製品輸入とその畜産振興事業団による管理である。第4に生乳生産量のうち2,311千トンが乳製品加工原料であるが、1,930千トンが「不足払法」によって、加工原料乳の限度数量として認定され、保証価格キロ当り88円87銭と基準取引価格64円30銭の差額24円57銭の補給金が、財政資金から支払われる。

第5にこの不足払いの実務の必要から、1県1団体の原則にもとづき47団体（経済連16、県酪連など31）が生産者団体として指定されている。この指定団体は各県ごとに、全国合計でみる飲用向け4,488千トン、加工原料限度数量1,930千トン、限度超過数量82千トンの乳価をプール計算して単一の計算価格にもとづいて酪農家に支払う実務を担当している。

ちなみに系統農協はこの生乳流通のなかで、16県経済連が指定団体として2,868千トンを取扱い、他の12県経済連が435千トンを取扱い、その合計は3,303千トンである。県経済連の取扱数量はその大部分が、各県ごとに乳業資本に販売されるもので、全農に再委託の形式で全農取扱経由で販売された数量は523千トンにすぎない。領域を超えた販売、つまり広域流通は200万トンを上まわりますが、そのうち約半分が乳業メーカーの工場間転送、残り半分

が指定団体による県外販売であって、県経済連の取扱量3,303千トンに対しても、全農再委託の利用は16%弱にすぎない。

この事実を照らしてみても、生乳流通は指定生産者団体を中心とすることが明らかである。これがいわゆる「不足払い体制下の生乳流通」の特徴である。1980年度において、加工原料乳キロ当たり24円57銭、総額47,420百円の補給金は、すべて指定生産者団体に支払われた。指定生産者団体はこの補給金を軸にして、基準取引価格にもとづく限度数量分の加工原料乳価、限度超過分（それゆえ補給金の対象外の）加工原料乳価、一般の飲用乳価、および学校給食用乳価を一本化してプール計算し、各県ごとの統一乳価を決定している。云い換えると、群小の酪農組合、酪農協および農協などの酪農家団体は、加工原料乳の補給金の支払いをうける必要上、当該県の指定生産者団体である経済連や県酪連をその会員として利用して、生乳を販売する形式をとっている。

しかし生乳取引の実態は、経済連や県酪連が統一配乳権を掌握して、乳業メーカーに共同販売する状態にはない。酪農家の生乳は、集乳量の46%を占有する乳業3社、33%を占有する中小乳業資本、21%を占有する農協プラントに向けて販売されている。実情は群小の酪農組合、酪農協、農協（酪農部会）の個別販売であり、流通の主導権は乳業資本の側にあつて、群小の共販団体はむしろその集乳機構に化している。集乳量の21%を占有する農協プラントは、共販団体が飲用乳処理施設を所有することによって、生乳流通において乳業資本と対抗することを意図したものである。しかし季節的に発生する余残乳処理の面で、乳業3社の乳製品加工に依存せざるを得ないこと、また、飲用化率の向上をはかるあまり、過当競争飲用乳の安売りに追い込まれて、経営的に苦境に立つ例が多い。

1980年度の実績では、農協の生乳取扱割合は57%、経済連6%、全農9%である。農協と経済連の占有率が同率であるのは、不足払法によって経済連が指定団体となり、農協の生乳販売が名目上は経済連利用となるからである。多くの経済連は統一的な配乳権をもたず、生乳は実際上は酪農組合、酪農協、農協（酪農部会）を単位に、乳

業資本の集乳部門を担当するかたちで流通している。

米穀と生乳の流通は、国家独占資本主義（現代資本主義）の経済体制のもとでの農産物流通の典型である。その特徴は第1に法律によって流通および価格形成が定められていることである。このことに関連して第2に物的流通は商的流通と分離し、その物的流通上、系統農協は独占的な集荷団体の地位が約束されていること、第3に系統農協の社会的流通機能は政府もしくは独占体の農産物集荷の流通機能として実現していること、などである。

そして第4の特徴は、系統農協がそのような集荷流通の機能を遂行することは、農協がはたすべき農家の私的利益の追求と、きびしい対抗関係をつくりださざるを得ないことである。対抗関係の核心は農家の受けとる生産者乳価にある。1976年から1981年にいたる期間に配合飼料価格はトン当たり66,200円から73,000円に10.3%上昇したが、「不足払法」による保証乳価はキロ当たり86円41銭から88円87銭へ2.8%ひき上げたにとどまった。このことは少なくとも現状の生乳流通機構が、生産者乳価の抑制機構として機能したことを物語る。そして酪農家は少頭数飼育者が廃業し、多頭飼育による合理化に向つたわけである。これはあたかも米作農家が生産者米価抑制の機構のもとで兼業化に向い、兼業の農外所得によって米作を維持する状態にいたつたと基調を同じくする推移である。

米穀と生乳の流通にみる以上の状況は、系統農協が法律と行政指導にもとづいて、商的流通から分離された物的流通の諸機能を遂行することをしめしている。これはまた農家の私的利益の追求に一面の基礎をもつ系統農地が、政府および独占体の強力な影響のもとで、より社会化された流通機能を遂行するという経験を現わしている。この経済的事実は米穀と生乳にとどまらず、すでに例証した重要野菜、化学肥料および配合飼料の流通にも見出すことができる。これは系統農協が単なる農家の私的利益の追求の機構でなく、また単なる社会的流通機能を遂行するものでもなく、政府と独占体の要求に応えるという形式のもとで、社会化された流通機能を遂行する、国家独占資本主義の条件のもとでの特殊な流通機構であることをし

めしている。

系統農協の利用関係の実情 3段階制の系統農協の各段階間の取引は、総体としては4,528農協と48経済連および全農という独立した企業間の売買関係であるが、俗に系統利用の関係と呼んでいる。また、連合会の側では普通、農協に向けての事業推進と呼んでいる。系統利用および事業推進という表現は、単なる呼称の問題ではなく、一般的な企業間の取引と比べて特殊な事情が介在しているからである。この問題は後述するとして、まず、その系統利用の実情を考察する。

1980年度の我が国農家の農産物販売総額は9兆3,563億、農家の購入支出総額は12兆4,254億、うち生産資材4兆2,486億、生活資材8兆1,768億であった。農協の販売事業量は5兆5,009億、購買事業量は4兆7,004億、うち生産資材3兆2,025億、生活資材1兆4,979億であった。したがって農家の農協利用率は、農産物販売58.8%、購入品35.7%、うち生産資材75.4%、生活資材15.0%である。したがって農協は農産物販売と農業生産資材購入において、商人系と比べて優位に立っている。しかし、農家生活資材購入の分野では、それが農家の現金支出の80%を占めるにもかかわらず、農協の占有率は低く、商人系が圧倒的に優位に立っている。この場合注意すべきことは、上述の農協事業量は個別農協の事業量の総和をしめすものであって、単一に集積された取引高ではないことである。

1980年度の実績は、農家の農協利用、系統3段階の利用関係にいくつかの特徴のあることをしめしている。

1. 農家の農協利用では、農産物販売59%、農家購入36%である。農村流通において、農協は農産物流通では有力であるが、工業品流通では商人系統が圧倒している。しかし、生産資材では農協が、生活資材では商人が有力であるという顕著な傾向がある。つまり、農家は農産物販売と農業生産資材購入では主として農協を利用し、生活資材購入では商人を利用するという具合に、その経済活動は明瞭に分化している。

2. 農協と連合会との系統利用の点では、農協の県経済連利用率は一般的に高率である。しかし、県経済連の全農利用率は事業別、品目別に相

当のちがいがあがる。飼料、肥料、農薬をはじめとする農業生産資材購入および米穀販売は、全農が法律上の地位をしめ、経済上も巨大な都市卸売企業の地歩を得ている関係上、県経済連の全農利用は当然利用とも云うべき関係にある。とくに米穀流通と肥料、農薬流通にみる、農家から全農に至る高率の利用状況は、全農関係者が云う「系統農協の基本型」を表現している。

3. この「基本型」の観点からみると、生活資材購入、青果物、畜産物販売は非「基本型」とも云える傾向をしめしている。生活資材購入では農家の農協利用は僅かであり、農協の比重は低い。しかし、このばあいでも農協は仕入れ業務の面で経済連利用に傾斜している。これは農協が仕入れ業務の弱体を、経済連供給の品目に限定して事業を営む方法で補強していることの反映とみられる。経済連はある程度の仕入れ能力を有し、また地方中小メーカーを「指定業者」として、その「事業推進」に依存することができるので、全農利用は高くない。生活資材購入のこの傾向は、3段階高率利用の「基本型」の対極をなす。

4. 青果物、畜産物の販売流通はいわば第3の傾向をしめす。野菜と果実の場合、農家の農協利用は45~50%、しかし農協の経済連利用は約90%と全利用に近い。その反面、経済連の全農利用は50%どまりである。このことは農村が青果物販売で個人販売、出荷組合共販を主とする分野と、経済連による出荷販売の集荷機構としての農協に販売委託する分野とに分化していることの反映とみられる。

この流通傾向の分化は歴史的事情と市場立地に由来すると同時に、法律、行政指導にも由来する。例えば「野菜生産出荷安定法」（1966年成立）が定めた産地指定、出荷団体指定の要件は、総合農協と経済連の集荷力を強化した経緯がある。同法施行規則は、区域内生産の指定野菜出荷量の2分の1以上を指定消費地域に出荷することを、産地指定の要件とした。また、共同出荷組織の出荷条件として、(ア)区域内の指定野菜の共同出荷組織による出荷数量が、区域内の指定野菜の総出荷数量の3分の2を越えること、(イ)区域内の指定野菜の出荷が全体として合理的、計画的に行われることを挙げている。

この指定条件は野菜産地の大型化を促進し、その大消費地域卸売市場集荷との結合を強化した。集荷団体として総合農協が出荷組合に代替し、「合理的計画的な出荷団体として経済連の地位を高めたことは否定できない（広瀬済「本格的検討がせまられてきた野菜の需給調整」『農業協同組合』1979年4月号）。また、1980年6月通達の「重要野菜需給調整特別事業実施要領」（農水事務次官通達）は、全農による需給調整事業を促進するものであるが、事業の実施主体は県生産出荷団体＝県経済連を予定する仕組みである（三島徳三「野菜需給調整対策の現状と課題」『農業と経済』1983年4月号）。

以上、農家から全農にいたる利用の実態の特徴を述べたが、総じて農協が農村流通に占める地位は量的に考察する限りでは、米穀、飼料、肥料のような特別の法的措置のあるものを除くと、けっして強固とは云えない。その一般的状況のもとで、農協の経済事業、とくに生活資材購入、青果物、畜産物販売の方面では、地方的取引ないしは地方＝県経済連の独自の取引が支配的であると云える。その基底にあるのは、旺盛な生命力をもつ地方流通であって、この地方流通に対応して、農家もしくは任意組合が系統農協流通の圏外で活動している。

この地方流通については、米穀、生乳のように、農協もしくは専門農協がその系統機構のもとでほとんど独占的な地位をしめている品目の場合でも、流通の基本は県区域を中心とする地域内流通である。1980年度の政府管理米（自主米をふくむ）653万トンのうち県間流通にぞくするものは244万トンであった。1981年度の生乳の県指定団体取扱量612万トンこのうち広域流通量（乳業会社の工場間転送をふくむ）は227万トンであった。いずれも60%以上が県区域を中心とした地方流通にぞくするわけである。青果物、畜肉、鶏卵の場合、地方流通の比重はさらに高い。

そこで系統農協の利用関係という観点から考察すると、米穀や飼料、肥料などの例を除くと、農協の経済連利用率が高く、経済連の全農利用率が低いという実情には、二つの傾向性が存在すると指摘できる。第1に経済連が自立した農産物出荷

系統農協各段階の事業利用率（1980年度）

	農協/農家	経済連/農協	全農/経済連
	%	%	%
購買事業	35.7	75.9	69.5
うち生産資材	75.4	80.5	78.5
飼料	52.9	89.0	91.1
肥料	92.5	90.8	85.4
農薬	72.4	75.0	94.4
農機	46.9	75.4	65.1
石油	49.6	86.6	91.3
生産資材	15.0	65.1	45.5
販売事業	58.7	91.5	65.2
うち政府米	95.4	100.0	100.0
自主米	93.9	100.0	99.6
野菜	45.1	92.8	51.0
果実	50.9	89.5	49.8
生乳	57.1	95.2	19.3
鶏卵	20.5	86.2	56.5
肉牛	51.1	81.0	36.0
肉豚	38.0	88.7	35.9
プロイラー	19.7	85.6	48.6

（註）全農総合企画部『系統経済事業基礎統計1983年版』農水省『農業、農家の社会勘定と農家経済』による。

団体もしくは農家用品卸売企業として機能することは、全農利用に経済上の合理的根拠が欠けていることを意味する。青果物、畜産物の中央卸売市場＝セリ取引については、このことは明らかである。

第2に農協が比較的高い利用率をもって経済連を利用するのは、主として県外＝大消費地域市場向けの農産物に限られる。また、経済連が全農不利用という経済性を順守する限りである。この場合、農協の経済連利用と農家の農協利用の相関性に留意する必要がある。すなわち、農協が経済連利用に深入りし利用率が向上するならば、農家は農協利用を回避し、その利用率は低下するものであろう。農協の経済連利用率の低下、つまり農協が自立的な出荷販売団体として、積極的に地方流通（地方市場、地場流通）に進出するならば、農家の利用率は高まるであろう。この観測は当面、一つの仮説として提起しておきたい。

系統利用関係の実質 系統農協においては、例えば販売事業における販売、購買事業における仕入れ、信用事業における預金など、すべてが系統利用とよばれる。その業務の実質は農協企業と連合会企業のあいだの商品売買、資金預借という取

引関係であるにもかかわらず、通常、事業利用の形式をとる。その理由は何か。問題を簡明にするために、経済事業における農協と連合会の関係について考察する。

1. まず、農協と連合会の組織上の関係は、それぞれが独立企業であるが、連合会と会員の関係である。連合会の事業運営の方針は形式上、その会員＝農協が参加した総会において決定される。方針の決定者は会員＝農協であり、方針の執行者は連合会である。そして、その方針は会員＝農協がその私的利益の集合として決定したものであるから、連合会は会員＝農協の利益を擁護することを最高の原則とした方針の執行者である。

このように総会の議決を共通の基底とした相互関係であるから、その売買の経済関係は一般の売手と買手のあいだの対立関係でなく、会員＝農協の私的利益を実現するための協働関係である。独立企業である双方がそのような協働関係に入り込むことができるのは、連合会企業の資本が農協企業によって拠出され、協同資本として形成されているからである。

以上のような農協と連合会のあいだの組織関係、運営関係、資本関係は、相当な変容をとげている。例えば、運営上、連合会事業は農協事業の単純な集積ではなく、むしろ農協は連合会の側からの事業推進の対象であり、連合会が商人系と競争して営業を拡大する対象である。また、連合会の資本はますます内部留保に依存し、農地からの出資金もその相当部分が出資配当の振替によって占められる状態になり、協同資本の実質が稀薄になっている。

2. 農協と連合会の事業関係は、連合会が提示する事業取扱要項を前提にするとしても、無条件委託の関係である。農産物販売を例にとると、販売の時期、数量、出荷先市場、販売価格などの販売条件について、無条件に委託する。これは一つの企業体の経営権に関する事項であるから、無条件委託とは農協が一時的にそして部分的に経営権を連合会に委譲することにはかならない。連合会はそのような無条件委託を受けたのであるから、取引の最終結果に対する責任を免れている。これも二つの企業間の一種の売買取引関係であるが、それを取えて利用関係と称するのは、取引行為が特殊だからである。

例えば取引商品の占有権がまず移動し、事後に価格が決定され、占有権者によって売買が実現し、所有権者には最終結果が知らされ、承認を迫るのである。したがって形式上は商品の最初の所有者は、まずその占有権を移動し、占有権者が売買を執行し、所有権が最終的に移動することになる。そして中間で機能する占有権者の取得する商業利潤は売買差益の形態ではなく、取引価格とは無関係に予め規定された定率にもとづく、手数料の形態をとる。しかし、手数料の実質は売買差益とは形式上相異するとは云え、その実質はともに商業利潤である。

3. 商品取引の売買の実質が、事業利用の形式をとり、商業利潤が売買差益の形式でなく手数料形式をとる関係は、系統農協が行政実務の代行機能を遂行するのに適している。例えば食料管理制度のもとで、農協と連合会が指定集荷業者として指摘されて、米穀集荷業務を代行する場合は適例である。政府は指定集荷業者である農協と連合会に対し、予約前渡金と生産者価格、集荷限度数量を提示して集荷業務を委任し、事後的に定額の集荷手数料と保管料を支払う。この手数料と保管料は規定の単価として支払われるもので、集荷数量の多少、つまり取扱価額とは無関係であり、あたかも支出された取扱実費の補填にふさわしい形式である。系統農協における売買取引ではなく事業利用の関係、売買差益ではなく手数料取得の関係は、系統農協が政府業務を代行するのに最適の形式を準備していると云える。

系統農協の事業＝取引関係が、事業利用の形式をとる経緯とその実質は以上のごとくであるが、その利用形式はもともと「協同組合＝施設」説に根拠がある。つまり、協同組合は組合の拠出した資金＝施設であって、利潤を要求するものでなく、組合員が施設利用を通じて利益を得るために提供されるとする説である。施設説と利用関係説は同根一蓮の見解である。

「協同組合＝施設」説は協同組合の「非営利性」を根拠とし、協同組合は専ら組合員の利用に供される施設にすぎないとする。農産物の集出荷施設が通例であって、農家はその施設を利用して自己の農産物の販売を準備する。しかし、集出荷施設

は商業資本の一部をなす固定資産である。施設の利用、例えば販売農産物の施設への搬入は、農家と協同組合企業との取引の端緒であり、その取引は出荷販売、代金の回収を以て完了する。その取引過程において施設＝固定資産をふくむ商業資本は、取引過程で生じた価値損耗分と機能した資本の利潤の取得を要求する。それは普通、手数料形式で取得されるが、商業利潤の実質を有することには変りはない。

いわゆる系統関係の基本型 農産物にせよ農家購入品にせよ、農家と農協の関係、系統3段階の関係において、全利用を実現することが、系統関係の基本型であるとする考え方は今なお有力である。1953年にはじまり1961年に完了した連合会整備促進事業の体制、いわゆる「整促体制」は、系統全利用関係を追求し、その基礎のうえに連合会の経営再建を達成しようとしたものである。共販3原則（一元集荷多元販売、無条件委託、共同計算）、購買3原則（平均購買、無条件委託、共同計算）は、系統全利用と全国連を中心とした事業体制の運営準則として提唱された。

この「整促体制」を通じて、今日の全農を中心とした系統3段階の事業体制が成立したことは、大方の認めるところであろう。このような事業体制の典型は、米穀と肥料であって、全農関係者は「系統利用の基本型」と定義している。しかし、1960年代に入ったのち系統経済事業が事業分野と取扱品目を拡大し、とくに購買事業では肥料に替って配合飼料が筆頭品目となり、販売事業では卸売市場と結びついた青果物、畜産物の事業量が増大し、比重も高まった。流通様式を異にした新しい事業、品目の擡頭につれて、整促体制下のような系統全利用は現実性を欠くという認識も明瞭になった。そのような新事態のもとで、系統3段階機能の再編成が提唱され、とくに単協と連合会間の機能の補完関係という論点が提起された。しかし、この新事態のもとでの新発想が、はたして整促体制下の系統利用観をどの程度に克服したものであるかは疑わしいと私は考えている。むしろその新発想の根底にはひきつづき、3段階全利用を基本型とみなす構想が生命力をもっているのではないかと思う。

現状を考察しよう。3段階事業のマクロ的な市場占有率は、米穀の場合、3段階の高い系統利用率と併行して、95%前後の市場占有率をしめす。これは食糧管理制度と不可分の関係にあるもので、政府米、自主米ともに独占の地位をしめている。米穀の集荷流通は系統農協の集荷事業と同義語の関係にあり、政府の米管理は系統農協機構を不可欠の前提としている。

1. 米穀流通はすでに指摘したように、米が日本全土で生産される農産物であり、日本人の常食であることを反映して、その主たる流通は各生産ごとの地方流通が主体をなす。県外移出量の多い主産県と東西2大消費地域との流通を除くと、県間の流通調整の必要は少ない。つまり、流通事情に関する限りでは、政府もしくは全農に期待される全国を範囲とする一元的な流通調整の必要は少ない。これを言い換えると、政府が米穀流通を直接に一元的に管理し、また全農が集荷、売渡しの業務を担当する根拠は、流通調整以外に求めなくてはならない。

2. また、流通調整と同じ事情によって、単一の生産者価格と消費者価格が政府によって決定される理由はない。特に大消費地向け流通を除き、大部分が産地県内流通にぞくする事情からみると、消費者価格は流通費用を反映した、大消費地と産地の間の格差はあり得ても、格差なき単一価格の積極的な理由はない。生産者価格も同様であって、消費地との遠近、流通費用の相異を反映した格差はあり得ても、単一の生産者価格を設定する根拠に乏しい。したがって、現行の生産者米価、消費者米価の全国単一価格の設定は、また流通費用を反映しない価格体系も、流通経済上の合理性以外に根拠を求めなくてはならない。

3. 政府による米穀管理と価格原則は、米穀需給というミクロ経済に根拠はない。政府が米穀の集荷供給と価格形式に介入する理由は、その創設期においても、現在においてもともに、米穀の不足という需給事情、あるいは国際的な食糧需給の基礎の不安定という事情にあるというべきである。

4. 政府が米穀管理に積極的に介入する根拠が、国家レベルの事情にあるとすれば、米穀流通は「はじめに政府需要ありき」から始まることに

なる。国民の各個人の需要の累積として総需要があるのではなく、生産者の個別の供給の集積として総供給があるのではない。流通は政府需要から始まる。

5. これを系統農協の流通についてみると、政府需要に基礎をおく全農の集荷必要量が事業の出発点をなす。政府の要請にもとづく全農の米集荷事業は、農協を一次指定集荷業者、経済連を二次指定集荷業者として、一般の商品農産物ではなく政府米を、まず経済連の集荷業務として、つぎに農協の集荷業務として遂行される。この事業過程は通常の農産物の共販ではなく、農家から委託された販売農産物の順次的な集積でもない。また、系統農協の各段階の特殊な取引を表現した「利用関係」にぞくするものでもない。

化学肥料の流通も米穀集荷事業と類似している。すでに考察したように、化学肥料の農家から農協、全農にいたる利用率は、いずれも90%前後という高率である。それと同時に系統農協各3段階の事業量の市場占有率も、農協92%、経済連84%、全農72%と高い。

1. 全農の市場占有率の高位は、すでに指摘したように法律にもとづいて、肥料需要者を代表して業界代表と、主要肥料原料の輸入業務で主導権を握っていること、若干の肥料メーカーの株主として一定の発言権をもっていること、などに由来している。全農は肥料原料輸入関係会社2社を80%、90%の持株比を以て経営し、1980年度実績で原料輸入を燐鉱石51%、塩化加里72%、硫酸加里74%の高率で占有し、肥料メーカーに影響力を行使しうる地位にある。また、サン化学、クミアイ化学、八洲化学など8社の持株団体である。つまり、全農は農協に基礎を有する点で、肥料需要者側に立つが、また、肥料原料の輸入供給者であり、肥料メーカーの株主団体として肥料供給者側に立つこともあるという、複雑な立場を併有している。

2. 全農の肥料各社との密接な関係が、全農に「指定業者」として指定された肥料会社が、全農の承認のもとに各県経済連と直接に取引する関係をうち立て、全農がその直接取引を全農事業量とする「自主推進体制の弱体化」「事業推進のメーカー依存度の深まり」という状況を生じた。この場合、全農は名義を貸与することによって売買差益

系統農協経済事業の市場占有率 (1980年度)

	農家	農協	経済連	全農
	%	%	%	%
購買事業	100	35.7	27.0	17.5
内生産資材	100	75.4	64.6	46.2
飼料	100	52.9	46.4	39.6
肥料	100	92.5	84.0	71.6
農薬	100	72.4	49.2	45.0
農機	100	46.9	36.1	20.7
石油	100	49.6	44.6	42.6
生活資材	100	15.0	7.5	2.7
販売事業	100	58.8	50.6	35.0
内政府米	100	95.4	95.4	95.4
自主米	100	94.4	94.4	93.9
野菜	100	45.1	40.8	23.5
果実	100	50.9	28.6	18.3
肉牛	100	51.5	35.0	19.7
肉豚	100	38.0	30.9	13.1
生乳	100	57.1	56.0	8.9
鶏卵	100	20.5	27.9	24.3
ブロイラー	100	19.7	27.6	21.9

(註)・全農総合企画部『系統経済事業基礎統計1983年版』、農水省『総合農協統計表』による。生活資材は全農の推定値による(同上P231)。生産資材農家購買高は農水省『農業、農家の社会勘定と農家経済』の「農業財貨サービス投入額」から自給飼料、農業サービスを除いた数値。農家農産物販売額は同上「農産物販売額」による。

(手数料)を受取り、また供給代金の決済機構の役割をひき受けることになる。肥料会社としては、系統農協と対抗する商人系供給機構も一定の程度において必要であるが、実需を背景とした全農が名目上72%という高い占有率を保証することも、けっして不利益ではない。

3. 肥料業界と緊密な関係をもち、時としては利害を分ち合う関係において、全農が独自の地位を保ちうるには、実需代表の立場を名実ともに確立することである。農家の購入予約を基礎にして農協、経済連まで集積された予約契約数量の全農への集中によって、全農の実需代表の地位が形式的に成立する。1981年度にはじまる「面積予約協同購入運動」は、全農の肥料会社に対する実需代表の地位を保証するとともに、全農の肥料事業計画を裏づけ、また、経済連と農協の現物についての責任取引を保証するものでもある。この予約集積は全農の要請にはじまり、予約推進自体が全農から経済連、農協に波及するという順序を追い、現状では一般に農協どまりであって、農家の予約

を裏づけとすることができず、農協の見込数量を基礎にせざるを得ない状況にある。

4. 系統3段階がそれぞれ高い市場占有率を保つ状況は、以上の考察によると、農協の強い競争力による高い市場占有率を基礎として生じたものとは云い難い。それとは逆に、全農と肥料業界との緊密な関係、法制上行政指導上の全農の地位に由来する、全農の肥料卸売企業としての独占的な地位が、経済連と農協の段階での市場占有率の高さを結果したと云える。そして全農と経済連の事業量のうち相当部分が「メーカー推進」による名目的事業量であることも指摘しておきたい。

米穀と肥料は系統農協における利用関係の「基本型」とよばれる品目である。この基本型の利用関係を、すべての購買、販売の品目に普及する意味で理解するならば、こうした3段階全利用に適さない流通事情にある他の品目は、早晚、系統農協流通の圏外に去っていくであろう。しかし、こ

のことを系統3段階制を支える事業と品目が、3段階全利用の「基本型」をしめす米穀と肥料であると理解するならば、それは一つの見識である。この系統3段階制は、単純な農協組織体系ではなく、全農を媒介として政府、独占体と結合し、全農の地位が法制と行政指導によって保証される、一種の社会経済体制である。また肥料に代表的にみられるように、生産の集積が進み、集積を基礎にした集中、産業独占が成立した資本主義の現在の段階では、全農のような農村購買力を背景にした流通独占体の成立はまた不可避でもある。その意味で米穀と肥料の事業体制にみる、全利用的な系統農協の制度と各段階での高い市場占有率、それを基礎にした流通の計画化は、まさに現代資本主義の所産と云うべきであろう。このような系統農協制度なしには、産業の分野で成立した巨大独占体は500万戸におよぶ零細な家族経営農家と、経済的に結合することができないからである。